平成２１年（フ）第３８１１号
愛知県弥富市鯏浦町気開181番地２　広栄住宅Ｄ
破産者　杉本　修二
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２号
名古屋市瑞穂区浮島町10番19号　クレセントM浮島306号
破産者　藤井　政和
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９５号
仙台市太白区八木山東１丁目８番７号
破産者　平山　武美
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４３６号
茨城県笠間市稲田1870番地１　稲田第２住宅17号
破産者　岡崎　吉明
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７０５号
埼玉県越谷市北越谷２丁目17番10号協栄荘205
破産者　鈴木　高志
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４３７号
埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷476番地キャッスルハイムＡ101
破産者　永峯　勝自
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第９５号
兵庫県姫路市東辻井３丁目７番25号
破産者　木村みき子
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８９２号
広島市中区光南１丁目６―22　山口様方、破産手続開始決定時の住所広島市西区庚午北１丁目８番30号
破産者　小出　英二
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８９３号
兵庫県川西市大和東１丁目59―５、破産手続開始決定時の住所広島市西区庚午北１丁目８番30号
破産者　小出　明美
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３０１８号
福岡県太宰府市連歌屋３丁目３番３号201
破産者　宮崎　英樹
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３０１９号
福岡市南区井尻１丁目16番20―205号
破産者　宮崎フヂエ
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５３９号
福岡市南区大橋２丁目13番９号
破産者　中村　匡博
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１号
青森県弘前市大字若葉２丁目９番地16
破産者　田中みどり
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２４９号
秋田市大住２丁目７番31号
破産者　若狭　真秀
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７３号
秋田市土崎港相染町字沖谷地21番地１　ユートピアＢ304
破産者　菅原　　隆
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８号
秋田県潟上市天王字長沼56番地49　コーモドⅢ―202、前住所秋田市仁井田潟中町２番59号　カームパークＣ―204
破産者　谷口　隆二
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８３号
福島県二本松市岳温泉３丁目35番地１、開始決定時の住所福島県二本松市岳温泉１丁目８番地
破産者　大内　　進
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３０３号
埼玉県深谷市上野台2915番地１　円岡借家５号室
破産者　新井　保弘
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２４１８号
横浜市鶴見区生麦５丁目13番47号　小堀
破産者　喜多二三男
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部